

(証券コード 7851)
令和3年6月10日

株 主 各 位

大阪府中央区今橋二丁目4番10号
大広今橋ビル

カワセコンピュータフライ株式会社

代表取締役社長 川 瀬 啓 輔

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、令和3年6月24日(木曜日)午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 日 時 | 令和3年6月25日(金曜日) 午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪府中央区北浜2丁目1番17号 北浜ビジネス会館 3階 |
| 3. 目 的 事 項 | |
| 【報告事項】 | 第66期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日) 事業報告、計算書類報告の件 |
| 【決議事項】 | |
| 第1号議案 | 資本金の額の減少の件 |
| 第2号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第3号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<https://www.kc-s.co.jp/>)において掲載させていただきます。

当社株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応につきまして

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様の安全を第一に考え、本株主総会の開催方針を下記の通りとさせていただきます。株主の皆様におかれましては、ご不便をお掛けすることもございますが、事情ご賢察のうえ何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場はお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。議決権につきましては、書面（議決権行使書用紙）の郵送による事前行使を是非ご活用ください。
- 株主の皆様を安全を第一に考え、議事を簡略化し、例年よりも縮小した規模で開催させていただきます。また、株主様よりのご質問、ご発言を制限させていただく場合がございます。
- ご来場される場合、必ずマスクの持参・着用をお願いいたします。マスクを持参・着用しない株主様につきましては、入場をお断りする場合がございます。
- 会場の入口等にアルコール消毒液を設置いたします。入場の際は、アルコール消毒液による手指の消毒にご協力をお願いいたします。また、入場に際しましては、非接触型の体温計による検温を実施させていただき、発熱が認められる株主様につきましては、入場をお断りさせていただきます。
- 株主様同士のお席の間隔を広く取るため、例年に比べ、ご用意できる席数が大幅に減少し座席に限りがございます。
- 会場では、役員及び運営スタッフも検温の上、マスク等を着用する等の感染防止策を取らせていただきます。なお、議長については、演台にアクリル板を設置したうえでマスクを外して議事運営及びご回答をさせていただきます。
- 株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は取り止めさせていただきます。

株主様におかれましては、何卒ご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

事業報告

(自 令和2年4月1日)
(至 令和3年3月31日)

I. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響から厳しい状態にあり、一時的な回復基調はみられたものの、再び感染拡大となるなど経済・物価への下押し圧力は長期間継続すると見込まれ、先行き不透明な状況が続いております。

ビジネスフォーム業界におきましては、新型コロナウイルス感染症による経済の停滞による需要減少に加え、テレワークやオンライン会議の浸透や通知・販促物のWEB化・電子化への変更による需要減少が続いており厳しい環境が続いております。

このような情勢の中で、営業部門におきましては、地方自治体等よりの新型コロナウイルス感染症対応案件の取り込みや、企業間取引における帳票を電子化し配信することによって、スペースやコストの削減を図る電子通知事業の展開に注力いたしました。

生産部門におきましては、作業効率向上や仕損品の削減によるコスト削減、生産のスピードアップや品質の維持向上に努めました。また、主要原材料である原紙をはじめすべてのコストが例外なく上昇基調にありましたが、その上昇幅を最小限に抑える活動の実施や、諸資材価格高騰に対応するため顧客への価格転嫁等も継続的に実施してまいりました。

その他、社外コンサルタントを活用しES・CS調査、研修及び営業力強化研修、管理職を対象としたマネジメント強化研修の実施や、営業部員が営業活動に専念できるように営業サポート部門を拡充し事務負担軽減を進めてまいりました。

以上により、売上高は2,631百万円（前期は2,763百万円）と減少いたしましたが、昨年実施した減損会計の効果等もあり、経常利益33百万円（前期は136百万円の経常損失）、当期純利益は93百万円（前期は662百万円の当期純損失）となりました。

(2) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの感染拡大は、私たちの生活に大きな変革を及ぼしています。

ビジネスフォーム業界におきまして、DXは事務帳票印刷をはじめ印刷需要の低減をさらに加速させています。今後の感染の収束次第では一時的に需要が盛り返すことも考えられますが、中長期的には漸減するものと考えられます。

こうした状況を鑑み、印刷事業に対しては適切な事業規模を模索するとともに、設備修繕・予防保全強化を基本とし、生産効率改善を目指します。

情報処理事業においては、主要顧客である金融機関の電子化・ペーパーレス促進により需要減が危惧されますが、拡大が見込める計算センターや医療法人におけるBPOニーズに応えるため、小ロット多品種対応や封入封緘効率化への設備投資を進めてまいります。

電子通知事業では、デジタル庁を中心にさらに電子化への緩和策が進められるものと考えられ、これをビジネスチャンスとみなし、サービスを開始した電子請求書発行・受領サービスや通知物をセキュアに電子配信するサービスを中心に先行投資を実行してまいります。

今後、情報流通の仕組みが大きく変化して行くと考え、当社はこの変化に対応すべく「情報を届けたい人」に「情報を届けることをお手伝いする」というコミュニケーション創造企業へ進化することを目指します。

また、定期的な研修の実施等により、社会的に関心の高まっている法令遵守や長時間労働の削減に努めてまいります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度におきましては増資、社債発行その他特筆すべき資金調達は行っておりません。

(4) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資は、総額で77百万円となりました。

なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

セグメント別の設備投資は次のとおりであります。

① ビジネスフォーム事業

ビジネスフォーム事業におきましては中古機の購入と改造費用等などに22百万円の投資を行いました。

② 情報処理事業

情報処理事業におきましては、プリンターの増設等に22百万円の投資を行いました。

③ その他

基幹システムの更新や東京本社移転に伴う備品購入などに32百万円の投資を行いました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 63 期 (平成29年度)	第 64 期 (平成30年度)	第 65 期 (令和元年度)	第66期 (当期) (令和 2 年度)
売 上 高 (百万円)	3,010	2,799	2,763	2,631
経 常 損 益 (百万円)	22	△60	△136	33
当 期 純 損 益 (百万円)	6	△81	△662	93
1 株 当 た り 当 期 純 損 益	1円41銭	△17円29銭	△140円06銭	19円85銭
総 資 産 (百万円)	4,221	4,022	3,405	3,618
純 資 産 (百万円)	3,311	3,168	2,446	2,559

(注) 1. 記載金額は1株当たり当期純損益を除いて、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純損益は期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

(10) 主要な事業内容

- ① 印刷及び紙加工品製造販売
- ② 情報処理サービス業
- ③ 事務機器及び関連用品販売
- ④ 通信事業
- ⑤ 前各号に附帯または関連する事業

(11) 主要な営業所及び工場

本	社	大阪市中央区
東	京	本社
支	店	東京都中央区
情	報	横浜・千葉・名古屋・京都・神戸
セ	ン	ター
タ	ー	千葉

(12) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
105名	±0	40.8歳	11.3年

(注) 従業員数には、嘱託、パートタイマー、派遣社員等は含んでおりません。

(13) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 京 葉 銀 行	100百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	87百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	80百万円
株 式 会 社 京 都 銀 行	50百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	50百万円
株 式 会 社 南 都 銀 行	50百万円

Ⅱ．会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 20,640,000株
(2) 発行済株式の総数 5,160,000株 (自己株式429,111株を含む。)
(3) 単元株式数 100株
(4) 株主数 2,023名
(5) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山 田 株 式 会 社	665,000株	14.05%
山 田 芳 弘	400,000株	8.45%
川 瀬 清	206,050株	4.35%
川 瀬 三 郎	182,650株	3.86%
星 光 ビ ル 管 理 株 式 会 社	164,000株	3.46%
山 田 眞 沙 子	160,000株	3.38%
山 田 幸 司	154,000株	3.25%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	131,500株	2.77%
川 瀬 康 平	129,800株	2.74%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	100,000株	2.11%

(注) 当社は、自己株式を429,111株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ．会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役社長	川 瀬 啓 輔	
常 務 取 締 役	糸 川 克 秀	管理部長兼人事グループ長
取 締 役	吉 村 泰 明	営業部長
取締役（常勤監査等委員）	窪 津 薫	
取 締 役（監査等委員）	村 野 讓 二	弁護士法人中央総合法律事務所 社員弁護士 大光電機株式会社 監査役 株式会社ショーエイコーポレーション 取締役 （監査等委員）
取 締 役（監査等委員）	平 岡 潤 六	

- (注) １．取締役（監査等委員）村野讓二及び平岡潤六の両氏は社外取締役であります。
- ２．監査の実効性を高め、管理監督機能を強化するために窪津 薫氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- ３．取締役小山昇三氏は令和２年６月26日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
- ４．取締役（監査等委員）日置和夫氏は令和２年６月26日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員）を辞任いたしました。なお、退任時の地位は常勤監査等委員でありました。
- ５．取締役川瀬康平氏は令和２年８月20日に取締役を辞任いたしました。なお、退任時における地位は代表取締役会長でありました。
- ６．取締役（監査等委員）平岡潤六氏は東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同証券取引所に届出しております。
- ７．取締役（監査等委員）村野讓二氏の所属する弁護士法人中央総合法律事務所と当社との間に特別な関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社の監査等委員である取締役を含む取締役が職務の執行に関し負担することになる

損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険により補償することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については補償の対象としないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

取締役（監査等委員を除く） 5名 41,155千円

取締役（監査等委員） 4名 7,897千円（うち社外取締役 2名 6,750千円）

（注） 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額2,727千円（監査等委員を除く取締役2,472千円、監査等委員である取締役255千円）を含んでおります。

3. 上記報酬等の額には、令和2年6月26日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および辞任した取締役（監査等委員）1名ならびに令和2年8月20日に辞任した取締役1名を含めております。

4. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第60回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）について、年額3億円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査等委員である取締役については年額5千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の取締役の員数は取締役（監査等委員である取締役を除く）が4名、監査等委員である取締役が3名であります。

5. 業務執行取締役の基本報酬はその役割と職責に相応しい水準となるよう、株主総会において承認された報酬限度額の範囲で、社外取締役が半数以上で構成される任意の「指名報酬委員会」にて、審議し、その答申を踏まえ代表取締役社長が決定しております

6. 監査等委員である取締役の報酬は、株主総会において承認された報酬限度額の範囲で、職責に応じ任意の「指名報酬等委員会」にて審議し、その答申を踏まえ監査等委員である取締役の協議により決定しております。

7. 上記のほか、令和2年6月28日開催の第65回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役及び監査等委員である取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役 1名 6百万円

監査等委員である取締役 1名 3百万円

合計 2名 10百万円

8. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、令和3年2月5日開催の取締役会において決議いたしました。その内容は以下のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るため役位・職責に、会社業績を加味したものとします。

2. 基本報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績などを考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等の決定に関する方針

当社は業績連動報酬及び株式報酬等については定めておりません。

4. 取締役の個人別の報酬についての決定に関する方針

当社の社外取締役を除く取締役の個人別報酬額は、審議プロセスの客観性・透明性を高めるため、当社が取締役会の下に設置する指名報酬等委員会において審議し、その答申を踏まえ代表取締役社長が決定する。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分 及 び 氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役（監査等委員） 村野 譲二	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、弁護士として法律に関する専門的見地から発言を行いました。特に専門の労務問題については豊富な経験と専門的見地から助言・提言を行っております。当事業年度に開催された監査等委員会14回の全てに出席し、監査プロセス結果について専門的な立場から意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役（監査等委員） 平岡 潤六	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、NHKでの経済記者の経験やNHK及び関連団体勤務の豊富な経験を生かし、メディア経験者としての独立した立場から助言・提言を行っております。当事業年度に開催された監査等委員会14回の全てに出席し、監査プロセス結果について専門的な立場から意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

V. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------|----------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 16,000千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の額の合計額 | 16,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は会計監査人の監査計画の内容、監査計画の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人との責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、2,600万円以上であらかじめ定めた金額または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。

Ⅵ. 会社の業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、役職員行動指針において、役職員の行動基本原則を設け遵守する。
- (2) コンプライアンス全体を統括する組織として「リスク・品質管理委員会」を設置する。
各部門にリスク・品質管理委員を配置し、実効的な運営運用を図るために「リスク管理法務室」を置く。
- (3) リスク管理法務室は、内部監査室、品質管理室と連携を密にして役職員の法令並びに社内ルール遵守推進の啓蒙教育の任にあたる。
- (4) 相談、異常報告体制を設け、役職員が社内において違反行為が行われ、または行われようとしたことに気がついた時は、各部門配置のリスク・品質管理委員またはリスク管理法務室に社内通報書などにより異常報告するよう定める。
報告内容は守秘するとともに報告者に対して不利益な扱いはしない。

2. 取締役の職務遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規定（文書管理規程）に基づき文書等の保存保管を行う。また、情報に関する管理については、個人情報保護に関する基本方針・プライバシーマーク認証基準並びに個人情報保護ポリシー、さらには案件個々に締結する機密保持契約の定めに基づいて対応する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理全体を統括する組織として「リスク・品質管理委員会」並びに「リスク管理法務室」を設ける。さらに連携組織として品質管理室、内部監査室があり、各部門と連携して損失発生の未然防止及び最小化を図るとともに、再発防止に努める。

情報センターにおいては労働安全衛生に取り組むこととする。経理面においては各部門長による自主的管理を基本としつつ、内部監査室による定例監査を行う。経営全体の計数的な管理は収益管理部が行うこととする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能強化を図り、経営効率を向上させるために全部長を参画させ有機的な情報交流並びに意思疎通の場として執行の効率化を図る。さらに、別途取締役、監査等委員である取締役、拠点長等が出席する幹部会を必要に応じ開催し、業務執行に関する基本的な事項及び重要事項に関わる進捗確認並びに執行促進を図る。

5. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合、適切な補助者を配置する。配置にあたっては、監査等委員会の意見を聴取し決定する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

任命された監査等委員会補助者は、監査等委員会の指揮命令に服し、監査等委員会の指示に従い、監査等委員会の職務を補助するものとし、当該職務に必要な調査（モニタリングを含む）を行う権限を有するものとする。また、監査等委員会よりその職務に関して指示を受けた場合は、当該指示された業務を他の業務に優先して遂行するとともに、当該指示された業務に関して、監査等委員である取締役以外の取締役の指揮・命令を受けない。

7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

取締役及び使用人は、監査等委員会が業務執行状況の報告を求めた場合、迅速かつ的確に対応する。取締役は取締役会等の重要会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。監査等委員である取締役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、幹部会その他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧かつ必要に応じ取締役または使用人に説明を求める。

8. 監査等委員会に対して報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会に対して報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

9. 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用また債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役が職務の執行について生ずる費用の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、すみやかに処理をする。

10. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、内部監査室及び監査法人の三者による連絡会を定例的に開催し、会計監査や業務監査に関する報告及び情報を受け、内部統制システムの状況を監視し検証するものとする。

監査等委員会は、稟議書他業務執行に関する重要な書類の閲覧、重要な財産の取得、保有並びに管理状況の調査等の常時監査により、業務執行の状況を適時に把握する。

取締役及び使用人は、監査等委員会に対する認識を深め、監査を効率的に推進できるように努めるものとする。

Ⅶ. 会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記の業務の適正を確保するための体制に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当該体制の各事項に関する当期における運用状況の概要は次のとおりです。

1. 主な会議の開催状況として、取締役会は14回開催され経営の基本方針のほか、経営及びコンプライアンスに関する重要事項につき審議・決定したほか、主要部門を担当する取締役等から業務執行につき報告を受けました。幹部会は12回開催され重要課題の審議と情報の共有化を図りました。監査等委員会は14回開催され、取締役の業務執行について審議をいたしました。

2. 監査等委員である取締役は、1の重要な会議へ出席し、意見を述べております。そのほか内部監査室、会計監査人と定期あるいは随時に会合を行うとともに、代表取締役との定期会合、取締役等との面談・情報交換会にも適宜出席しております。
3. 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行監査、内部統制監査を行い、監査結果を取締役会に報告のうえ、必要に応じて改善提言を行っております。
4. 平成27年に発覚いたしました不明瞭な営業取引を踏まえ、公表した再発防止のための取り組みの遵守、営業の評価基準変更の取り組み、全従業員に対して年2回のコンプライアンス研修を実施いたしました。
5. 当社は、令和元年10月8日、日本年金機構が発注する帳票の作成及び発送準備業務に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受けました。検査は継続中ではありますが、当社といたしましては、公正取引委員会による検査に全面的に協力してまいります。

Ⅷ. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、株式会社の支配に関する基本方針については、特に定めておりません。

本事業報告中の記載の金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,470,949	流 動 負 債	780,118
現 金 及 び 預 金	1,920,460	買 掛 金	156,746
受 取 手 形	15,837	短 期 借 入 金	427,200
売 掛 金	397,446	未 払 金	35,954
商 品 及 び 製 品	35,045	リ ー ス 債 務	39,627
仕 掛 品	14,014	未 払 費 用	28,891
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	26,039	未 払 法 人 税 等	12,124
前 払 費 用	18,906	預 り 金	2,779
そ の 他	43,242	賞 与 引 当 金	31,852
貸 倒 引 当 金	△43	そ の 他	44,942
固 定 資 産	1,147,446	固 定 負 債	278,590
有 形 固 定 資 産	680,152	リ ー ス 債 務	150,116
建 築 物	223,657	退 職 給 付 引 当 金	51,268
構 築 物	719	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	70,923
機 械 及 び 装 置	14,073	繰 延 税 金 負 債	6,231
車 両 運 搬 具	0	負 債 合 計	1,058,708
工 具、器 具 及 び 備 品	14,628	純 資 産 の 部	
土 地	421,055	株 主 資 本	2,536,285
リ ー ス 資 産	6,018	資 本 金	1,226,650
無 形 固 定 資 産	22,144	資 本 剰 余 金	622,281
ソ フ ト ウ エ ア	12,961	資 本 準 備 金	620,825
リ ー ス 資 産	4,196	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,455
そ の 他	4,986	利 益 剰 余 金	792,693
投 資 そ の 他 の 資 産	445,148	利 益 準 備 金	196,000
投 資 有 価 証 券	206,608	そ の 他 利 益 剰 余 金	596,693
出 資 金	135	別 途 積 立 金	502,778
破 産 更 生 債 権 等	1,840	繰 越 利 益 剰 余 金	93,915
長 期 前 払 費 用	478	自 己 株 式	△105,338
保 険 積 立 金	173,855	評 価 ・ 換 算 差 額 等	23,401
そ の 他	74,043	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	23,401
貸 倒 引 当 金	△11,812	純 資 産 合 計	2,559,687
資 産 合 計	3,618,396	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,618,396

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 令和 2 年 4 月 1 日)
(至 令和 3 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目							金 額	
売上	上	原	高					2,631,128
売	上	総	価					1,887,175
販	費	及	利	益				743,952
営	業	一	般	管	理	費		708,502
営	業	業	外	収	入	益		35,450
	受	取	利	息			1,423	
	受	取	配	当	金		3,381	
	受	取	手	数	料		1,394	
	作	業	ず	売	却	益	997	
	そ		の			他	3,962	11,160
営	業	外	費	用				
	支	払	利	息			8,417	
	そ		の	他			4,928	13,346
経	常	利	益					33,264
特	別	利	益					
	固	定	資	産	売	却	460	
	敷	金	償	却	戻	入	8,714	
	保	険	解	約	返	戻	8,455	
	受	取	補	償	金		101,455	
	そ		の		他		214	119,300
特	別	損	失					
	固	定	資	産	除	却	3,550	
	投	資	有	価	証	券	6,402	
	保	険	解	約	損	失	13,352	
	減	損	損	損	損	失	22,456	
	そ		の			他	2,589	48,352
税	引	前	当	期	純	利		104,212
法	人	税	、	住	民	税	10,297	
法	人	税	等	調	整	額	－	10,297
当	期	純	利	益				93,915

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 令和 2 年 4 月 1 日)
(至 令和 3 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資 本 剰 余 金 合 計
令和 2 年 4 月 1 日残高	1,226,650	1,171,200	1,455	1,172,655
事業年度中の変動額				
資本準備金の取崩		△550,374	550,374	－
欠 損 填 補			△550,374	△550,374
当 期 純 利 益				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	－	△550,374	－	△550,374
令和 3 年 3 月 31 日残高	1,226,650	620,825	1,455	622,281

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金		
		そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
		別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	
令和 2 年 4 月 1 日残高	196,000	502,778	△550,374	148,403
事業年度中の変動額				
資本準備金の取崩				
欠 損 填 補			550,374	550,374
当 期 純 利 益			93,915	93,915
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	－	－	644,289	644,289
令和 3 年 3 月 31 日残高	196,000	502,778	93,915	792,693

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
令和 2 年 4 月 1 日残高	△105,338	2,442,370	4,554	2,446,924
事業年度中の変動額				
資本準備金の取崩		－		－
欠 損 填 補		－		－
当 期 純 利 益		93,915		93,915
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			18,847	18,847
事業年度中の変動額合計	－	93,915	18,847	112,763
令和 3 年 3 月 31 日残高	△105,338	2,536,285	23,401	2,559,687

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料

主に総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～47年

機械及び装置 10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末における支給見込額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

会計上の見積りの開示に関する基準（企業会計基準第31号2020年３月31日）を当事業年度から適用し、会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
有形固定資産	680,152
無形固定資産	22,144
減損損失	22,456

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産の減損会計の適用にあたり、報告セグメント（ビジネスフォーム事業、情報処理事業）をキャッシュ・フローを生み出す最小単位として捉え、その単位をグルーピングする方法を採用しております。また、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。減損損失の認識要否の判定については、それぞれの資産グループに減損の兆候が認められた場合、行うこととしております。

資産グループについて継続して営業赤字となっている場合、減損の兆候が認められることから、減損損失の認識要否の判定が必要となります。減損損失の認識の判定は、資産グループにおける割引前将来キャッシュ・フローの見積総額と、資産グループにおける固定資産の帳簿価額の比較によって行われます。将来キャッシュ・フローは将来の売上高予測や営業利益予測等複数の仮定に基づいて算定しておりますが、これらは今後の市場の動向等により大きく影響を受ける可能性があり、不確実性を伴うものであります。

なお、当事業年度の損益計算書に計上した減損損失は事業の用に供する予定のない資産に係るものであります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

投資有価証券

16,170千円

② 担保に係る債務

—

—

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

3,280,847千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

5. 損益計算書に関する注記

減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

事業所名 (所在地)	設備の内容	種類	金額 (千円)
情報センター (千葉県佐倉市)	生産設備	建物	142
		機械及び装置	22,313
		合計	22,456

当社は減損会計の適用に当たって、報告セグメント（ビジネスフォーム事業、情報処理事業）に基づきグルーピングしており、遊休資産は個別資産ごとにグルーピングを行っております。

上記の生産設備については、今後、事業の用に供する予定がなくなったことなどから、当該資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額22,456千円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、売却可能性が見込めないため、備忘価額により評価しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,160,000株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 429,111株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
令和3年6月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	14,192	利益剰余金	3	令和3年3月31日	令和3年6月26日

(注) 上記②の配当金に関しては、当社定時株主総会において付議予定の金額でございます。

- (4) 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	940千円
貸倒引当金	3,625千円
賞与引当金	9,740千円
退職給付引当金	15,677千円
役員退職慰労引当金	21,688千円
投資有価証券評価損	26,449千円
ゴルフ会員権評価損	7,652千円
減損損失	136,236千円
棚卸資産評価損	2,820千円
税務上の繰越欠損金	41,008千円
その他	6,314千円
繰延税金資産小計	272,153千円
評価性引当額	△272,153千円
繰延税金資産合計	－ 千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	6,231千円
繰延税金負債小計	6,231千円
繰延税金負債合計	6,231千円

8. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業遂行に必要な運転資金及び設備投資計画に必要な資金の調達については、原則として内部留保による自己資金を充当することとし、極力銀行等の借入には依存しないことを基本方針としております。余資運用については余資運用規程を遵守しております。余資運用以外の定期預金や、借入金等の金融機関との取引については、原則として営業協力目的に限定するものとし、当社の売上拡大が見込まれると営業本部長が認め、かつ取締役会にて承認された場合に限り、取引するものとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金は主に営業協力を、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に手元流動性の確保を、それぞれ目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、与信管理規程及びリスク管理規程の定めに従い、営業債権について、営業本部及び管理本部が月毎に得意先別の与信額との比較を行うとともに、個々の営業債権について期日及び残高を管理し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、余資運用規程の定めに従い、関係者は適宜適切にそのリスクを管理しております。

当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、余資運用規程の定めに従い、関係者は適宜適切にそのリスクを管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、余資運用等を行うに際しては、取引実行時の借入金残高及び当面の必要資金を十分に上回る手元流動性を確保するようにしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の決算日現在における営業債権のうち9.8%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）を参照ください。）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,920,460	1,920,460	－
(2) 受 取 手 形	15,837	15,837	－
(3) 売 掛 金	397,446	397,446	－
(4) 投資有価証券 その他有価証券	198,793	198,793	－
資 産 計	2,532,537	2,532,537	－
(1) 買 掛 金	156,746	156,746	－
(2) 短期借入金	427,200	427,200	－
(3) 未 払 金	36,076	36,076	－
(4) リース債務（1年以内を含む）	189,794	185,812	△3,981
負 債 計	809,816	805,835	△3,981

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) リース債務（１年以内を含む）

リース債務（１年以内を含む）については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	貸 借 対 照 表 計 上 額
非上場株式等	7,814

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(4) 投資有価証券その他有価証券」には含めておりません。

9. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	541円06銭
(2) １株当たり当期純利益	19円85銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(資本金の減少)

当社は、2021年５月20日開催の取締役会において、2021年６月25日開催予定の定時株主総会に、資本金の額の減少について付議することを決議いたしました。

(1) 資本金の額の減少の目的

当社の資本政策の柔軟性・機動性の確保を図り、適切な税制への適用を通じて財務内容の健全化を維持することを目的としています。

(2) 資本金の額の減少の要領

① 減少すべき資本金の額

資本金の額1,226,650,000円のうち1,126,650,000円を減少させ、100,000,000円とすることといたします。

② 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

資本金の額の減少の日程

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 取締役会決議日 | 令和3年5月20日 |
| ② 定時株主総会決議日 | 令和3年6月25日（予定） |
| ③ 債権者異議申述最終期日 | 令和3年6月26日（予定） |
| ④ 効力発生日 | 令和3年7月1日（予定） |

独立監査人の監査報告書

令和3年5月24日

カワセコンピュータサプライ株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人 大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 許 仁 九 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 坂 戸 純 子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カワセコンピュータサプライ株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。

その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携のうえ、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月26日

カワセコンピュータサプライ株式会社 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員 窪 津 薫 ㊤

監 査 等 委 員 村 野 譲 二 ㊤

監 査 等 委 員 平 岡 潤 六 ㊤

(注) 監査等委員村野譲二及び平岡潤六は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金の額の減少の件

1. 当社は、資本政策の柔軟性・機動性の確保を図り、現在の業容及び損益状態の現状を踏まえ、適切な税制への適用を通じて財務内容の健全化を維持することを目的としています。なお、本件による発行済株式総数に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。また、当社の純資産額にも変更はありませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものではありません。

2. 資本の額の減少の内容

(1) 資本金の額（令和3年3月31日現在）

資本金 1,226,650,000円

(2) 減少する資本金の額

資本金 1,126,650,000円

(3) 増加する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金 1,126,650,000円

3. 資本の額の減少の日程

(1) 取締役会決議日 令和3年5月20日

(2) 株主総会決議日 令和3年6月25日（予定）

(3) 債権者異議申述公告日 令和3年5月26日（予定）

(4) 債権者異議申述最終期日 令和3年6月26日（予定）

(5) 効力発生日 令和3年7月1日

4. 今後の見通し

上記内容は、「純資産の部」における科目間の振替であり、当社の純資産に変動はなく、当社の業績に与える影響はありません。なお、上記内容は、令和3年6月25日開催予定の第66回定時株主総会において承認可決されること及び債権者保護手続きが完了することを条件としております。

第2号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は創業以来株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と考えており、剰余金の処分につきましては、次のとおりにいたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします

(2) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株当たり金3円

総額14,192,667円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和3年6月26日

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化図るため取締役1名を増員することとし、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	川瀬啓輔 (昭和52年6月10日生)	平成12年4月 日本製紙株式会社入社 平成28年4月 当社入社 平成28年4月 執行役員 東日本営業副本部長 平成29年6月 取締役 東日本営業副本部長 平成30年12月 取締役 営業統括本部長 令和2年6月 代表取締役社長（現任）	49千株
(取締役候補者とした理由) 川瀬啓輔氏は、代表取締役社長として堅実な経営に手腕を発揮し強いリーダーシップで当社を牽引し、当社の将来に向けた成長基盤強化を推進しています。当社のさらなる発展を牽引することが期待できると判断し、取締役候補者としていたしました。			
2	糸川克秀 (昭和34年8月27日生)	昭和57年4月 日本生命保険相互会社入社 平成20年3月 同社営業教育部部長 平成22年3月 同社千葉支社支社長 平成24年4月 当社出向 顧問 平成24年6月 取締役 営業本部長 平成24年7月 取締役 営業開発部長兼最高財務責任者 平成25年4月 常務取締役 東日本営業本部長 平成28年2月 常務取締役 管理本部長兼人事部長 令和2年7月 常務取締役 管理部長兼人事グループ長（現任）	6千株
(取締役候補者とした理由) 糸川克秀氏は、金融機関及び当社営業部門、管理部門における豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営の重要事項の決定や業務執行に関する監督、取締役会の機能強化などの役割を果たしていただけると判断し、取締役候補者としていたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	よしむらひろあき 吉村泰明 (昭和39年8月23日生)	昭和62年3月 当社入社 平成10年10月 新宿支店長 平成16年10月 営業副本部長兼東京営業部長 平成19年4月 執行役員 東京営業部長 平成21年6月 取締役 営業本部長兼東京営業部長 平成22年7月 取締役 営業部長 平成24年7月 取締役 営業本部長 平成25年4月 取締役 生産担当管掌 平成25年7月 取締役 東日本営業副本部長 平成28年2月 取締役 東日本営業本部長 平成30年12月 取締役 東日本特命営業本部長 令和2年6月 取締役 営業本部長 令和2年7月 取締役 営業部長（現任）	12千株
(取締役候補者とした理由) 吉村泰明氏は、入社以来、長年にわたり当社の営業部門の業務に携わり、現場に精通し豊富な経験と知識を有しており、全営業の統括に必要と判断し、取締役候補者といいたしました。			
※ 4	いとうてるひこ 伊藤彰彦 (昭和32年1月1日生)	昭和54年4月 大正海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社） 入社 平成21年4月 同社 執行役員九州本部長兼同本部損害サポート・イノベーション本部長 平成23年4月 同社 常務執行役員東京企業第二本部長 平成26年4月 同社 専務執行役員東京企業第二本部長 平成27年4月 同社 取締役専務執行役員金融サービス本部長 平成31年4月 同社 取締役 副社長執行役員金融サービス本部長 令和2年4月 同社 取締役 副社長執行役員 令和2年6月 室町殖産株式会社 取締役（社外）（現任） 令和3年3月 三井住友海上火災保険株式会社 取締役退任	一千株
(社外取締役候補者とした理由) 伊藤彰彦氏は、大手損害保険会社の取締役を歴任するなど、その豊富な経験と幅広い知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場からの経営の監督とチェックを行っていただくとともに、幅広い経営視点を取り入れることが期待できると判断し、社外取締役候補者といいたしました。			

- (注) 1. 候補者番号の※は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 伊藤彰彦氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、伊藤彰彦氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社の取締役を含む被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険により補償することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 伊藤彰彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	窪 津 薫 (昭和30年7月5日生)	昭和54年 3 月 当社入社 平成 3 年 7 月 大阪本社営業部 部次長 平成 6 年 7 月 東京本社営業部 部次長 平成 6 年 9 月 大阪工場 生産部部次長 平成 7 年 8 月 大阪本社営業部 部次長 平成 7 年11月 大阪工場 次長 平成 8 年 3 月 大阪工場 工場長兼生産副本部長 平成 8 年10月 品川支店 支店長 平成11年 4 月 大阪本社営業第2部 次長 平成13年 4 月 名古屋支店 支店長 平成27年 6 月 営業推進本部 本部長 平成27年12月 業務管理部 部長 令和 2 年 6 月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）	一千株
(監査等委員である取締役候補者とした理由) 窪津薫氏は、当社入社以来、あらゆる部門に従事し、当社の業務に対して豊富な経験と知見を有しており、適切な経営判断と経営陣に対する実効性の高い監督を行っていただくことが期待できると判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	むらの じょう じ 村野 譲 二 (昭和26年1月30日生)	昭和54年4月 最高裁判所司法研究所終了(31期) 大阪弁護士会登録 中央総合法律事務所(現弁護士法人中央総合法律事務所)入所 平成15年9月 弁護士法人中央総合法律事務所 社員弁護士(現任) 平成20年6月 大光電機株式会社 監査役(現任) 平成22年6月 株式会社ショーエイコーポレーション 取締役(監査等委員)(現任) 平成27年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	一千株
	(監査等委員である取締役候補者とした理由) 村野譲二氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験を活かし、法的リスク管理や専門である労働問題について有益な意見、助言をいただいております。今後も、働き方改革を推進する上での意見、助言や、業務執行から独立した客観的な立場から、適切な経営判断と経営陣に対する実効性の高い監督を行っていただくことが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により職務を適切に遂行頂けると判断いたしました。		
3	ひら おか じゅん ろく 平岡 潤 六 (昭和23年10月4日生)	昭和49年4月 NHK入局 昭和61年8月 NHK報道局編集センター 平成元年7月 NHK報道局経済記者 平成13年6月 NHKサービスセンター 平成17年7月 NHKエンタープライズ 平成19年1月 NHK国際放送 平成27年4月 株式会社日本国際放送(現任) 令和元年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	一千株
	(監査等委員である取締役候補者とした理由) 平岡潤六氏は、NHKでの経済記者の経験やNHK及び関連団体勤務の豊富な経験を生かし、独立した立場から適切な助言・提言をいただいております。今後もメディア経験者としての意見、助言や、業務執行から独立した客観的な立場から経営陣に対する実効性の高い監督を行っていただくことが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により職務を適切に遂行いただけると判断いたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 村野譲二氏及び平岡潤六氏は、社外取締役候補者であります。
3. 村野譲二氏は現在当社の監査等委員である社外取締役でありますが、同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 平岡潤六氏は現在当社の監査等委員である社外取締役でありますが、同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、村野譲二氏及び平岡潤六氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険により補償することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、平岡潤六氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

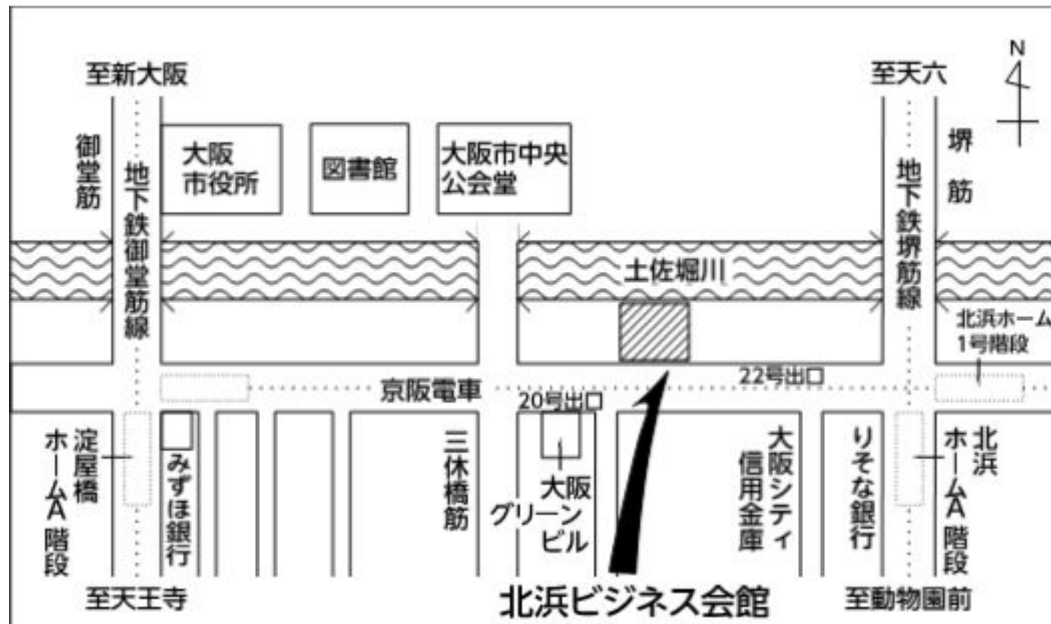
第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

令和2年8月20日をもって取締役を辞任されました川瀬康平氏に対し、在任中の功績に報いるため、当社の定める一定の基準に基づき、当社の業績等を勘案し、相当額を減額して退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。
退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
川瀬 康平	平成17年6月 当社取締役 平成22年5月 当社常務取締役 平成24年6月 当社代表取締役社長 令和 2年6月 当社代表取締役会長 令和 2年8月 当社取締役辞任

株主総会会場ご案内略図



会場：大阪市中心区北浜 2 丁目 1 番 17 号
 北浜ビジネス会館 3 階
 電話 06 (6201) 3191 (代)



環境に配慮し、植物油インキを使用しております。



見やすいユニバーサルデザイン
 フォントを採用しています。